

与謝野社会保障・税一体改革担当大臣

第5回社会保障改革に関する集中検討会議後記者会見要旨

(平成23年4月27日(水) 19:30～19:50 於：中央合同庁舎第4号館共用408会議室)

1. 発言要旨

集中検討会議は大震災で中断していましたが、本日再開しました。まず本日は、集中検討会議、及び震災後は準備作業会合という形で進めてきたヒアリングについて議論を整理し、そしてとりまとめをしました。このヒアリングのとりまとめをもって意思決定に向けた第2フェーズを開始するための土俵は整ったものと考えております。

次回以降は、総理以下関係閣僚、与党関係者、民間幹事委員による第2フェーズの集中検討を行ってまいります。いわば決定のためのプロセスに入るわけです。今回は5月半ばを考えていますが、本日の総理指示に従って、厚労大臣がとりまとめた社会保障改革案を検討するところから始めたいと考えています。

なお、既に私の方から、内閣府及び財務省に対して3つの分野で検討してほしいということを言っております。内閣府、財務省に対しては、一体改革とマクロ経済・ミクロ経済との関係や、税制改革に係る実務上の論点について、いわば専門的知見の集約をお願いしているところです。内閣府も財務省も、5月中の早い時期に御報告をしていただけると考えています。

本日の議論及び総理のごあいさつは、御覧いただいたとおりです。事務局を務める立場で申し上げれば、本日、民間学識委員から御提示いただいたペーパーは、成案のとりまとめに向けた基調を作るものとして大変重要な御指摘をいただいたと考えています。

私からは以上です。

2. 質疑応答

(問) 次回会合以降は公開で行われるのでしょうか。

(答) 議事録は作ってすぐに配布しますが、インターネット中継は行わない予定です。

(問) 与謝野さんが内容をブリーフしてということですか。

(答) ブリーフしますし、議事録等はきちんと公開いたします。

(問) 今、財務省、内閣府に、専門的知見の集約をお願いしたとおっしゃっていましたが、その報告があってから厚労省の社会保障改革案を検討するということですか。

(答) 具体的にはどういう報告かといいますと、消費税は逆進性を持つかどうかという検討。これが1つのテーマ。もう一つは、仮に消費税を上げた場合、上げる幅とか時期とかいろいろ関係はしますが、消費税が日本の経済にどういうインパクトを与えるかという問題。3つ目は、仮に消費税を上げたときにどういう徴税上の問題点があるかという、これら3つのテーマについて、各省や専門家を含めた知見を集約していただき、それを発表したいと思っています。多分、5月中旬ぐらいではないかと思っています。

（問）それ自体は、今度の第2フェーズの中で議論する材料になるということですか。

（答）いわゆる税制改革全般に常に付きまとう議論があり、それは、経済にインパクトを与えるのではないかという問題。どういうインパクトがあるのかをきちんと解明して、提示したい。それから、消費税を引き上げるときに必ず逆進性という議論がありますが、これにはそんなことはないという意見もありますし、消費税の負担と給付というものを一体的に考えた場合に、個人個人にとってどういう影響があるかという問題もありますので、それをきちんと学問的に研究してくださいということをお願いしてあります。それから、実務上の問題というのは、複数税率という議論がいつも出てきますので、ヨーロッパはどうしているのかとか、あるいは実務上可能かどうかとか、そういう一連の課税・徴税上のいろいろな問題点をきちんと整理整頓して説明していただく。こういうペーパーになると思います。

（問）民主党側の議論が進んでいるようで進んでいないような感じなのですが、厚労省案を出すときに党の意見を言うのか、厚労省案を出した後に党の提言なりを提出する機会を改めて設けるのか、どういうプロセスを想定されているのでしょうか。

（答）民主党の中のことは、余り心配しておりません。と言いますのは、非常に一生懸命やろうという雰囲気ですし、今までも長い間、研究・検討を重ねてきたので、いざとなればさっと考えをまとめてくださるものと確信しております。

（問）増税に対して、反対意見を述べる集会などが今日も開かれています。復興会議も含めて増税議論が表に出過ぎてしまっているのではないかという見方があるようですが、この会議にそういう政局的な影響が何らか及んでくるとはお考えにならないのでしょうか。

（答）全く考えていません。だれが総理大臣であろうとも、どの政党が政権の座にあらうとも、問題の種類は全く一緒ですし、税制改正法附則104条で、政府は税制の抜本改革をやらなければいけない、平成23年度中に法的整備を行うということが書いてありますから、やはり法律上の義務を果たしていくことが政府の責任であると考えております。

（問）今日、民間の幹事委員から出された提言ですが、この中には震災の復旧・復興も税と社会保障一体改革と同時に進めていくべきだということが色濃く書いてあると思うのですが、大臣御自身は今後の議論の中で、震災の復旧・復興について議論していくつもりなのか。あるいは議論していく場合に、財源問題も考えた上で議論を進めていくことになるのでしょうか。

（答）復旧・復興というものは、なるべく短期間、それでも3年や4年にかかると思うんですが、集中的にあの地域を立て直すということを念頭に考えなければいけない。復旧・復興のためには資金が必要ですし、政府の予算、地方自治体あるいは民間の資金、いずれにしても資金を投入しなければ復興はできない。その資金をどう調達するのかといえば、国がやる場合は、やはり最終的には震災地以外の国民の皆様方に御負担をいただかなければ復興は可能にならないという冷徹な現実があると私は思っております。

したがって、この問題はこの問題としてきちんとやらなければいけないのですが、

税と社会保障の問題はそれ以前から存在していた喫緊の課題でありますから、それも併せて処理し、実行していくという姿勢が内閣には求められていると思っています。

（問）先ほどおっしゃいました財務省と内閣府に依頼する消費税の影響等の話ですが、こちらは平成 27 年に予定されている番号制度の導入を前提として考えるのか、それとも、番号が何らかの原因で導入できなかったことも一つのバリエーションとして考えて検討するのか。どちらでしょうか。

（答）番号制度とは、どこかで関係するかもしれませんが、直接関係しているとは思っておりません。税自体が個人の家計にどう影響があるか、日本経済全体にどういう影響があるかという視点からの学問的な研究です。

（問）今日の会議で、特に民間の現場にいらっしゃる方から、効率化とか、選択と集中という言葉にかなり敏感な反応が多数あったと思いますけれども、最後に与謝野大臣もまとめられておりましたが、これだけ意見が出たことについてどのようにお考えでしょうか。

（答）「選択と集中」というのは、普通の言葉で、限りある財源をどのように配分するかというときには、「選択と集中」、すなわち、限られた財源をいかに効果的、効率的、合目的に使うかというのが当然の政策態度であると思っています。

（問）大臣のおっしゃっていることは正論だと思いますが、やはり現場の方がそれをきちんと理解しないと、なかなかその先の負担増というところまで理解を得にくいと思うのですが、民主党の中でも増税反対という方たちがかなり多い中で、きちんと理解してもらうプロセスはしっかり構築できるでしょうか。

（答）それは我々も努力はいたしますし、議員には、それぞれの考え方で理性的な御判断をいただけるものと期待しています。

（問）今日、アメリカの格付会社のスタンダード・アンド・プアーズが日本国債の見通しの引下げをしています。主な理由は、震災に 20 兆円から 50 兆円の費用がかかるということとを理由に挙げているのですが、それについての受け止めをまず 1 点お伺いしたいということ。

それと、先ほどの質問の中で、併せて処理して実行していくという姿勢が内閣には求められているというお答えをされましたが、やはり財源のマッチングをいずれかの場所でやっていかなければならないと思うのですけれども、これについて改めて現段階、いろいろ頭をお使いになっていると思いますが、お聞かせいただければと思います。

（答）財務大臣が行った記者会見のとおりだと私は考えていますので、それを引用していただきたいと思います。それから、やはり復興というものは語ることができますけれども、それを実行するためには、その裏づけとなる予算とか財源が必要なので、それを抜きに復興を語ることとはできないのだろうと思います。

（問）震災復興の財源として消費税も一つの選択肢であると思うのですが、実際に消費税を引き上げた場合に、まず復興に対する資金の手当が先になってくると思うのですけれども、それが大体どのくらいで、消費税の引上げ分が社会保障の方にも回ってくるという、

その辺の目途についてどういうふうにお考えでしょうか。

（答）もう少し待っていただくと根拠ある数字をお話しできますけれども、一月ぐらい待っていただきたいと思います。

（問）先ほどの国民の理解をどう得るかという部分にも共通するのですが、藤井さんがこの税と社会保障の話をするときに、国会議員も自分たちのことを切らなければいけないというのは常におっしゃってしまして、いわゆる議員定数の削減のことだと思いますが、その議論がほとんど進んでいない。6月末にそれが出るときに、議員定数の問題も併せて出ないとなかなか国民の理解が得られないのではないかと思います。その点についてどうお考えでしょうか。

（答）議員定数の問題は、2つの側面から考えなければいけないと思います。議員の数が多いとお金がかかるという側面。しかし、議員定数が国民と同じ数では困るけれども、1人でも困る。イギリスの小選挙区制では大体人口10万当たり1人議員がいるわけで、実は民主主義の原則から言えば、議員の数は多い方がいいというのが私の考え方です。

でも、多過ぎると会議が多くて物が決まらないという欠点があるけれども、やはり国民代表の数が多く方がいいというのは民主主義の原則から導き出されるのではないかと私は思っています。ですから、議員定数を減らすということが即、善であるという考え方には立っておりません。

（以 上）